

「地方税財源の確保・充実等に関する提言（案）」について

Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

〈p 11〉

1 一般財源総額の確保

「(1) 中期財政計画に基づく一般財源総額の確保」について

- 現在、国において地方公務員の給与制度の総合的な見直しが検討されている。

平成18年の給与構造改革では、地方財政計画上、制度改正に応じて給与関係経費が削減されており、今回の見直しでも削減が懸念される。

今回の給与制度の見直しを今年のトピックと捉え、この時期に、総額確保の主張の中に盛り込んでおくべきではないか。

(1) 中期財政に基づく一般財源総額の確保

．．．．．的確に反映すべきである。

平成27年度地方財政計画策定にあたっては、地方公務員給与の総合的な見直しによる影響が懸念されることや、従来のような給与関係経費や投資的経費の削減などによる対応は極めて困難な状況にあることや、社会保障関係費がさらに増嵩することなどを踏まえ、地方が、地域経済活性化・雇用対策、少子化対策、国土強靱化のための防災・減災事業、教育、医療、高齢者対策等の福祉等の行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すべきである。

なお、地方の積立金が増加．．．．．

[従来からの主張]

II 税制抜本改革の推進等

1 社会保障と税の一体改革

〈p 4〉

「(4)「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討」について

- 算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討するのに併せ、社会保障に充てる財源が適切に確保されているということを住民に説明するためにも、高齢者人口など実態に応じた指標を使うことを検討すべきであり、次の文言を追加すべきではないか。

(4)「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

．．．．見直すことを検討すべきである。

なお、指標として「人口」を用いる場合には、高齢者人口や若年者人口など社会保障経費の負担の実態に即した客観的な指標を用いる方向で検討すべきである。

III 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

1 一般財源総額の確保

〈p 12〉

「(3) 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保」について

- 臨時財政対策債の発行額の算定については、H25 年度から「財源不足額基礎方式」へ移行したが、今後も依然として多額の発行が見込まれること、また、元利償還額については、その増嵩分が他の需要経費を圧迫することがないよう、別枠で確保することが適当であることからその旨を追記してはどうか。

(3) 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

累増する臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきである。また、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減や財政力の弱い団体に更に配慮した配分方法への見直しに努めるとともに、償還財源は別枠で確実に確保すべきである。